

浜田市のエネルギー地産地消と地域経済循環に寄与する
再生可能エネルギー由来電力の調達契約に関する基本方針

(目的)

第1条 本方針は、市が所有する施設において使用する電力の調達契約に関し、2022年9月に表明した「2050年ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、エネルギーの地産地消及び地域経済の循環に配慮した方法により行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境に配慮した電力 再生可能エネルギーである太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等による発電又は二酸化炭素を排出しない原子力発電から供給されるものをいう。
- (2) 発電設備 火力、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、原子力等による発電設備であって、事業用として電力を供給するものをいう。
- (3) 一定規模の事業活動 常駐する5人以上の職員が日常的に小売電気事業に従事するものをいう。
- (4) 非化石証書 化石燃料を使用せずに発電された電力（輸入原料による木質バイオマス発電によるものを除く。）の環境価値を証明するものをいう。
- (5) 調整後排出係数 環境大臣及び経済産業大臣が公表する最新の実績による二酸化炭素の調整後排出係数（参考値：事業者全体）をいう。

(基本原則)

第3条 本方針により電力の調達を行う場合の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 環境に配慮した電力の原則 二酸化炭素の排出が少ない電力又は環境に配慮した電力の調達に努めること。
- (2) エネルギー地産地消の原則 市内に所在する発電設備により発電した電力又はその電力を特定卸供給等により調達する小売電気事業者からの電力の調達に努めること。
- (3) 地域経済循環の原則 市内に本店、支店又は営業所があり、一定規模の事業活動を行う小売電気事業者からの電力の調達に努めること。

(適用施設)

第4条 本方針を適用する施設は、市が所有し、電力を使用する全ての施設とする。ただし、本方針により電力の調達を行うことが困難若しくは著しく不適当と認められる施設又は市が電力契約を締結しない施設にあつては、この限りでない。

(調達方法)

第 5 条 本方針による電力の調達方法は、電力調達認定評価項目の全ての項目が認められた小売電気事業者（以下「電力調達認定者」という。）によるに競争入札とする。

(調達期間)

第 6 条 本方針による電力の調達期間は最長 3 年間とする。ただし、施設所管課が施設の運営状況を勘案し、当該期間を短縮することができる。

(調達認定評価)

第 7 条 本方針による電力供給を希望する小売電気事業者（以下「申請者」という。）は、電力調達認定評価申請書（様式第 1 号）を毎年 9 月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容の評価し、電力調達認定者の可否を決定し、電力調達認定評価書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(評価項目)

第 8 条 本方針による電力供給を行う者は、次の各号に掲げる電力調達認定評価項目のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店、支店又は営業所があり、一定規模の事業活動を 1 年以上行っていること。
- (2) 市内に事業用の再生可能エネルギーの発電所があること又は当該発電事業者と特定卸供給等の契約を締結していること。
- (3) 供給する電力について非化石証書を利用したことの証明が可能であること。
- (4) 調整後排出係数が市域の旧一般電気事業者と比べ同等以下であること。

(事務処理)

第 9 条 本方針による電力調達認定評価項目の評価事務、電力の調達契約の施設グループ分け及び入札に関する手続きに係る事務は、環境課において行う。

(その他)

第 10 条 本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本方針は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。